

株式会社グリーンパワーインベストメント「(仮称)深浦第二風力発電事業計画段階
環境配慮書」に対する意見について

令和5年1月4日
経 済 産 業 省
商 務 情 報 政 策 局
産 業 保 安 グ ル ー プ

本日、環境影響評価法第3条の6の規定に基づき、「(仮称)深浦第二風力発電事業計画
段階環境配慮書」について、株式会社グリーンパワーインベストメントに対し、環境の保全の
見地からの意見を述べた。

意見内容は別紙のとおり。

(参考)当該地点の概要

1. 計画概要

- ・場 所：青森県西津軽郡深浦町
- ・原動力の種類：風力(陸上)
- ・出 力：最大190,000kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

計画段階環境配慮書受理	令和4年10月11日
環 境 大 臣 意 見 受 理	令和4年12月23日
経 済 産 業 大 臣 意 見	令和5年 1月 4日

問合せ先：電力安全課 長尾、須之内
電話03-3501-1742(直通)

株式会社グリーンパワーインベストメント「(仮称)深浦第二風力発電事業計画段階環境配慮書」に対する意見

1. 総論

(1) 対象事業実施区域等の設定

対象事業実施区域の設定並びに風力発電設備及び取付道路等の附帯設備(以下「風力発電設備等」という。)の構造・配置又は位置・規模(以下「配置等」という。)の検討に当たっては、現地調査を含む必要な情報の収集及び把握を適切に行い、計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を整理し、事業計画等に反映させること。

また、本事業の事業実施想定区域(以下「想定区域」という。)の一部は、当該事業者が過去に環境影響評価手続を実施した事業の調査範囲に含まれていることから、先行する事業に対する調査等で得られた調査情報等について、本事業においても可能な限り活用し、方法書及びそれ以降の手続において適切な対象事業実施区域を設定した上で環境影響評価手続を実施すること。

(2) 累積的な影響

想定区域及びその周辺においては、他の事業者による風力発電所が環境影響評価手続中等であることから、本事業とこれらの風力発電所による累積的な影響が懸念される。このため、既存の風力発電設備等に対するこれまでの調査等から明らかになっている情報の収集、環境影響評価図書等の公開情報の収集、他の事業者との情報交換等に努め、累積的な影響について適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等の配置等を検討すること。

(3) 環境保全措置の検討

環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避又は低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。

(4) 事業計画の見直し

上記のほか、「2. 各論」により、本事業の実施による重大な影響を回避又は十分に低減できない場合は、風力発電設備等の配置等の再検討、対象事業実施区域の見直し及び基数の削減を含む事業計画の見直しを行うこと。

特にクマタカの生息については、重大な影響を与える可能性があることを認識した上で慎重に調査、予測及び評価を実施し、その結果に応じて適切に事業計画を見直すこと。

(5)関係機関等との連携及び地域住民等への説明

本事業計画の今後の検討に当たっては、関係機関等と調整を十分に行い、方法書以降の環境影響評価手続を実施すること。また、地域住民等に対し丁寧かつ十分な説明を行うこと。

2. 各論

(1)騒音に係る影響

想定区域及びその周辺には、複数の住居及び福祉施設その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設(以下「住居等」という。)が存在しており、稼働時における騒音による生活環境への影響が懸念されることから、環境の保全に十全を期することが求められる。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、「騒音に係る環境基準の評価マニュアル」(平成27年10月環境省)、「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」(平成29年5月環境省)及びその他の最新の知見等に基づき、住居等への影響について適切に調査、予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、風力発電設備を住居等から離隔を取ること等により、騒音による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

(2)地形に対する影響

想定区域及びその周辺には、「日本の地形レッドデータブック」に掲載されている「白神山地の地すべり地形」が含まれており、地形改変による重大な影響が懸念される。

このため、当該区域における風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、専門家等からの助言を踏まえ、地形に関する適切な調査、予測及び評価を行うとともに、環境保全措置の手法及び効果について調査及び検証し、それらの結果を踏まえ、重要な地形への影響を回避又は極力低減すること。

(3) 風車の影に係る影響

想定区域及びその周辺には、住居等が存在しており、そのうち風車の影響を受ける可能性がある住居等も存在していることから、稼働時における風車の影による生活環境への影響が懸念される。

このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、住居等への影響について適切に調査、予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、風力発電設備を住居等から離隔を取ること等により、風車の影による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

(4) 水環境に対する影響

想定区域及びその周辺には、河川、沢筋、上水道等の取水地点、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）に基づき指定された水源かん養保安林、干害防備保安林等が存在していることから、本事業の実施により、工事中の土砂及び濁水の流出等による水環境への影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、土砂及び濁水の流出等による水環境への影響について適切に調査、予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、河川、沢筋、上水道等の取水地点からの距離を確保するとともに、工事中の土工量を抑制し、かつ沈砂池の設置等を行い、土砂及び濁水の流出を最小限に抑えること等により、水環境への影響を回避又は極力低減すること。

(5) 土地の改変に伴う自然環境に対する影響

想定区域及びその周辺には、森林法に基づき指定された土砂流出防備保安林、砂防法（明治 30 年法律第 29 号）に基づき指定された砂防指定地、「山地災害危険地区調査要領」（平成 28 年 7 月林野庁）に基づく山地災害危険地区（地すべり危険地区）等が存在することから、土地の改変に慎重を要する地域である。このため、関係機関等と調整の上、土砂及び濁水の流出等による動植物の生息・生育環境や河川、沢筋等の自然環境への影響について適切に調査、予測及び評価を行うこと。また、これらの結果を踏まえ、風力発電設備等の配置等を検討することにより、土砂の崩落又は流出の可能性の高い箇所の改変を回避するとともに、土地の改変量を可能な限り抑制し、自然環境への影響を回避又は極力低減すること。

(6) 鳥類に対する影響

想定区域及びその周辺では、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第 75 号。）に基づく国内希少野生動植物種に指定されているイヌワシ、クマタカ等の生息が確認されていることから、風力発電設備への衝突や移動の阻害等による鳥類への重大な影響が懸念される。

また、想定区域及びその周辺は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号。）に基づき、森林鳥獣生息地として指定されている県指定長慶平鳥獣保護区等が存在し、ノスリ等の猛禽類、ガン類及びハクチョウ類の主要な渡り経路となっている可能性があることから、これら渡り鳥への影響も懸念される。

このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、専門家等からの助言を踏まえ、鳥類への影響について適切に調査、予測及び評価を行うこと。

特に、クマタカについては、想定区域及びその周辺に営巣が確認され、行動圏が想定区域内に含まれることから、本事業の実施により重大な影響を与える可能性があることを認識し、専門家等からの助言、「猛禽類保護の進め方（改訂版）」（平成 24 年 12 月環境省）の考え方も踏まえ、適切な手法（期間・時期、地域・地点等）により、クマタカの行動圏に関する情報（高利用域、採食地、営巣中心域、移動経路等）を明らかにすること。

また、その結果を踏まえ、環境保全措置を講ずることにより、鳥類への影響を回避又は極力低減すること。

（7）植物及び生態系に対する影響

想定区域及びその周辺には、自然環境保全法（昭和 47 年法律第 85 号）に基づく自然環境保全基礎調査の第6回及び第7回調査（植生調査）において植生自然度が高いとされたチシマザサーブナ群団、ジュウモンジシダーサワグルミ群集等の植生、森林法に基づき指定された保安林等が存在することから、本事業の実施により、植物及び生態系への影響が懸念される。

このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、現地調査により自然度の高い植生等が存在する区域を明らかにした上で、植物及び生態系への影響について適切に予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、既存道路、無立木地等を活用すること等により、自然度の高い植生の改変を回避又は極力低減すること。

（8）景観に対する影響

想定区域の周辺には、自然公園法(昭和 32 年法律第 161 号)に基づき指定された津軽
国定公園が存在しており、「行合崎海岸」、「風合瀬海岸」や当該国定公園の利用施設計画
に位置付けられている「千畳敷園地」等の主要な眺望点が存在していることから、本事業の
実施により、これらの主要な眺望点からの眺望景観への重大な影響が懸念される。

このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、現地調査により主要な眺望
点からの眺望の特性や利用状況等を把握した上で、フォトモンタージュ等を作成し、垂直見
込角、主要な眺望方向及び水平視野も考慮した客観的な予測及び評価を行うこと。また、
その結果を踏まえ、眺望景観への影響を回避又は極力低減するため、主要な眺望点から
最大限離隔距離をとる等の措置を講ずること。さらに、事業計画の具体化並びに調査、予
測及び評価に当たっては、当該国定公園の管理者、地方公共団体その他の関係機関、地
域住民等の意見を踏まえること。

以上の検討の経緯及び内容について、方法書以降の図書に適切に記載すること。